

## 石巻市行政評価実施要綱

平成20年8月1日

石巻市訓令第53号

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、行政評価を円滑に実施し、行政評価結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、より効果的な行政運営の推進及び市政の透明性を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 実施機関が行う事務事業について、一定の指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 施策 政策を実現するための具体的な方針をいう。
- (4) 事務事業 施策を実現するための個々の手段としての事務及び事業をいう。

### (行政評価の在り方)

第3条 実施機関は、所掌する事務事業について、適時にその効果を把握し、必要性、有効性、効率性及び公平性の観点から行政評価を行うものとする。

### (行政評価の対象及び時期)

第4条 行政評価の対象は、石巻市総合計画実施計画に掲げる事務事業及び予算細目の主要事業とし、行政評価の実施時期は、当該年度の出納閉鎖後とする。

### (行政評価の方法)

第5条 行政評価は、毎年度実施するものとし、次に掲げる方法により行う。

- (1) 1次評価 前条に規定する行政評価の対象事項を所管している実施機関が行う評価をいう。
- (2) 2次評価 全庁的な視野から石巻市行財政改革推進本部設置要綱（平成17年石巻市訓令第146号）に定める石巻市行財政改革推進本部（以下「行革推進本部」という。）において行う評価をいう。

### (行政評価結果の公表)

第6条 市長は、行政評価の結果について、速やかに議会に報告するとともに、市民に対し適切な方法により公表するものとする。

### (行政評価結果の反映)

第7条 行政評価の結果については、事務事業の改善、予算編成、職員の定員管理及び石巻市総合計画実施計画の進行管理に反映させるものとする。

### (推進組織)

第8条 行政評価の実施及び推進については、行革推進本部において行う。

(庶務)

第9条 行政評価に関する庶務は、総務部行政改革課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。